

浜松市市民音楽ホール条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の音楽文化活動や学習成果等の発表の場を創出することにより、市民の文化の振興を図るため設置する市民音楽ホールについて必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 市民音楽ホールは、浜松市市民音楽ホール（以下「音楽ホール」という。）といい、浜松市北区新都田三丁目2番1号に置く。

(事業)

第3条 音楽ホールは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の音楽文化活動の促進に関すること。
- (2) 次世代の音楽文化の担い手となる人材の育成に関すること。
- (3) 学校、各種団体、関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 集会、展示等のために施設を提供すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要であると認める事業

(開館時間)

第4条 音楽ホールの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日等)

第5条 音楽ホールの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体に音楽ホールの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 音楽ホールの利用の許可に関する業務
- (3) 音楽ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、音楽ホールの管理に関して市長が必要であると認める

業務

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 施設、設備等を損傷した者又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者
- (3) めいていしている者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用の許可)

第8条 音楽ホールの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、音楽ホールの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用料金の納付)

第10条 第8条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに（駐車場の利用の場合にあっては、自動車を出場させる際）納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用に係る予納金（以下「利用予納金」という。）を収受することができる。

6 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第13条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、音楽ホールの利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 音楽ホールの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第10条第3項から第6項までの規定は規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する

条例（平成20年浜松市条例第61号）第2条から第8条までの規定による指定の手續その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 別表の1の備考の1の規定による認定及びこれに関し必要な手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（利用料金制移行までの間の経過措置）

4 施行日から附則第1項ただし書に規定する規則で定める日の前日までの間におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の見出し	利用料金	使用料
第10条第1項	指定管理者	市長
	利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ）	使用料
第10条第2項	利用料金は	使用料は
	定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする	定める額とする
第11条（見出しを含む。）及び第12条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
別表	利用料金	使用料

別表（第10条関係）

1 ホール等

利用区分		利用時間区分		午前	午後	夜間
				午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
ホー ル	全部利用	平日	教育関係団体	円 16,070	円 26,790	円 37,510
			その他	32,150	53,590	75,020
		日曜日 土曜日 休日	教育関係団体	19,450	32,420	45,380
			その他	38,900	64,840	90,770
	一部利用	平日	教育関係団体	11,250	18,750	26,250
			その他	22,500	37,510	52,510

		日曜日 土曜日 休日	教育関係団体	13,610	22,690	31,760
			その他	27,230	45,380	63,530
楽屋	1号室		教育関係団体	170	200	220
			その他	340	400	450
	2号室		教育関係団体	290	340	390
			その他	590	690	780
	3号室		教育関係団体	290	340	390
			その他	590	690	780
	4号室		教育関係団体	290	340	390
			その他	590	690	780
控室		教育関係団体	220	260	300	
		その他	450	530	600	

備考

- 1 教育関係団体とは、市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）、市内の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び市民の文化の振興に資する社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）のうち、市長が認めるものをいう。以下同じ。
- 2 ホールの一部利用とは、客席の2階以上の部分を除いた利用をいう。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 4 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 5 ホールの利用者が入場料等（これに類するもの及び資料代その他の実費を含む。以下この表において同じ。）を徴収する場合の利用料金は、次の表の左欄に掲げる入場料等の額（入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額とする。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

2,001円以上5,000円以下	所定の利用料金の3倍に相当する額
5,001円以上	所定の利用料金の5倍に相当する額

- 6 ホールの利用者が入場料等を徴収しないで、又は2,000円以下の入場料等を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 7 ホールの利用者が練習、準備、片付け又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。
- (1) 練習、準備又は片付けのため舞台を利用する場合は、所定の利用料金の7割に相当する額
- (2) 舞台の継続利用で、そのまま舞台装置を置く場合は、所定の利用料金の3割に相当する額
- 8 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、1時間につき、夜間の1時間当たりの利用料金（備考の5から7までに規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。）に相当する額とする。
- 9 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 多目的室

利用区分		利用時間区分		
		午前9時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	
多目的室	1号室	教育関係団体	円 550	円 270
		その他	1,100	550
	2号室	教育関係団体	550	270
		その他	1,100	550
	3号室	教育関係団体	410	200
		その他	820	410

備考

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 2 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
- (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の2に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

4 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 ホール冷暖房装置

1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。）

3,290円

4 備付物品

規則で定める額

5 駐車場

区分	金額
最初の30分まで	無料
30分を超える部分につき1回につき	100円